

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・ 健康経営を通じて、ウェルビーイング（心身ともに健康であること）を意識した取り組みを、取引先や関係企業と共有・情報提供することで、相互の持続的な成長と働きやすい職場環境づくりに貢献します。
- ・ 取引先や関係企業のBCP（事業継続計画）および地震対策マニュアル策定の助言等の支援に取り組めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

企業理念「今までもこれからも、私たち品川グループは、自動車および自動車関連事業を通じて、関係するすべての人々の、幸せと発展に寄与していきます」に則り、地域社会の未来に貢献します。

2024年11月 1日

2026年 2月14日 更新

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

<u>トヨタモビリティ富山株式会社</u>	<u>代表取締役社長 品川 祐一郎</u>
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・ 本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。